

北区たばこ対策基本方針

報 告 書

令和6年7月

目次

1	北区たばこ対策基本方針策定の経緯.....	2
2	法令全面施行前（令和2年4月1日以前）の取組みについて.....	3
	（1） 区有施設の類型仕分けの考え方と対応	3
	（2） 区が管理する公園及び児童遊園の調査	5
3	法令全面施行後（令和2年4月1日以後）の取組みと結果について.....	6
	方向性 1.....	6
	方向性 2.....	7
	方向性 3.....	8
	方向性 4.....	9
4	今後の課題と取組みについて.....	11
5	まとめ	13
	資料	14

1 北区たばこ対策基本方針策定の経緯

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患、脳卒中等、さまざまな疾患と関連することが明らかになっている。

改正前の健康増進法では、受動喫煙対策は施設の管理者の努力義務とされ、禁煙、分煙化が進められてきたが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据え、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正健康増進法（以下「法」という）を平成30年7月に公布した。また、東京都は、平成30年4月に子どもの受動喫煙からの保護を一層図るため、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を施行するとともに、同年7月には、働く人や子どもを受動喫煙から守ることを趣旨とする「人」に着目した都独自の新しいルール、「東京都受動喫煙防止条例」（以下「都条例」という）を公布した。

法及び都条例の施行は段階的に行われ、令和2年4月1日に全面施行された。

北区では、国及び東京都の段階施行等の動向に合わせながら、すべての区民の健康増進を図ることを目的とした、たばこ関連の取組みを実施する方針等を策定するために、令和元年5月に「東京都北区たばこ対策検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置した。

検討委員会では、法及び都条例の趣旨を踏まえ、庁内関係各課が課題の抽出や取組む内容及びあるべき姿について議論を重ね、法令の全面施行を契機とし、「北区たばこ対策基本方針」（以下「基本方針」という）を策定し、令和2年4月1日に施行した。

基本方針は、基本計画2020に定めるたばこ対策総合支援事業及び北区ヘルシータウン21（第二次）後期5か年計画（以下「北区ヘルシータウン21」という）に重点的な取組みとして定める喫煙・受動喫煙対策の実効性を高めるだけでなく、各種たばこ対策関連の取組みを計画的に実施する根拠とし策定された。また、取組み期間は北区ヘルシータウン21に合わせ令和5年度までとし、すべての区民の健康増進を図ることを目的としている。

本報告書は、基本方針で定めた目標に向けて実施した、取組みの結果をまとめたものである。

2 法令全面施行前（令和2年4月1日以前）の取組みについて

国は、令和2年4月1日の全面施行に先駆けて、令和元年7月1日から第一種施設の屋内を完全禁煙とし、屋外も原則禁煙とした。（ただし、屋外に要件を満たした特定屋外喫煙場所をつくることは可能。）また、東京都は、令和2年9月1日から都条例で、学校等の屋外には特定屋外喫煙場所の非設置の努力義務を定める独自のルールを施行した。

北区でも法令の段階施行を踏まえながら、調査等を実施したうえで独自の対応を行った。

（1） 区有施設の類型仕分けの考え方と対応

北区では国及び東京都の段階施行に合わせて区有施設の種類の考え方を整理するとともに、ホームページ等を通じて区民に周知し、区有の第一種施設に貼付する独自の標識を作成した。

法及び都条例の施設類型ごとの規制内容

	施設の類型	改正健康増進法	東京都受動喫煙防止条例
第一種施設	小学校,中学校,高校,保育所,幼稚園等	敷地内禁煙 屋外に喫煙場所設置可	敷地内禁煙 屋外に喫煙場所設置不可 (努力義務)
	短大,大学,医療機関,薬局,児童福祉施設,行政機関の庁舎等		敷地内禁煙 屋外に喫煙場所設置可
	バス,タクシー,航空機		
第二種施設	上記以外の多数の者が利用する施設（ホテル,事務所,鉄道,船舶,運動施設等） ※飲食店は要件を満たした経過措置あり	原則屋内禁煙 喫煙専用室で喫煙可 ※飲食店は以下の要件を満たした上で経過措置あり ①2020年4月1日時点で既に営業している。②客席面積100㎡以下で③個人または中小企業（資本金5千万円以下）	原則屋内禁煙 喫煙専用室で喫煙可 ※飲食店の経過措置は左記に加え、④同居の家族以外の従業員を使用していないという要件がある

北区では、子ども（妊婦含む）を受動喫煙の健康影響から守るなどの取組みをさらに徹底するという考えに基づき、第一種施設に設置できる特定屋外喫煙場所は可能な限り設置を控えることとした。設置する場合は、法の要件を遵守し、第二種施設の屋外に設置する喫煙場所も同様とした。（下表のとおり）

なお、喫煙専用室及び喫煙場所を設置している施設は、保健所長へ届け出ることとした。

北区の施設類型ごとの規制内容

		屋内	屋外
第一種施設	学校等	完全禁煙	完全禁煙
	庁舎等	完全禁煙	原則禁煙 (特定屋外喫煙場所のみ設置可)
第二種施設		原則禁煙 (喫煙専用室のみ存置可)	原則禁煙 (特定屋外喫煙場所に準ずる喫煙場所のみ設置可)

また、以下の施設は、「子ども（妊婦含む）が利用する施設」と位置づけ、都条例の「第一種・学校等」と同様に扱い、屋内・屋外ともに完全禁煙とした。

児童館、児童室、子どもセンター、子ども交流館、学童クラブ、育ち愛ほっと館、さくらんぼ園、健康支援センター、図書館、児童遊園、みどりと環境の情報館（エコベルデ）、自然ふれあい情報館、岩井学園、教育総合相談センター

この取組みにより、令和元年7月時点での区有施設は以下のとおりとなった。

対象区有施設数	喫煙場所設置施設数	
	令和元年7月以後	令和元年7月より前
388	39	63

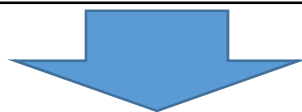
(2) 区が管理する公園及び児童遊園の調査

公立保育園を除く区内74か所の私立保育園、小規模保育事業所、認証保育所に、園外活動で利用している公園の聴き取り調査を実施した。調査の結果、区が管理する公園の約80%となる68園が園外活動に利用されており、その中に灰皿が残置されている公園が7園あった。(調査時点で公園内に灰皿が残置されていたのは全部で9園。)

調査結果を受けて、法令の趣旨に基づき、公園内に設置されている灰皿の順次撤去を進めながら、令和2年4月1日から区が管理する公園を全面禁煙とし、周知ののぼり旗を設置することを決めた。

また、法及び都条例の全面施行に併せて、令和2年4月1日に基本方針を施行した。基本方針では取組みの目的を大きく3つに分け、更に4つの方向性を打ち出した。

- ①区民の受動喫煙を防ぎ、特に子どもの受動喫煙はゼロを目指す
- ②受動喫煙の機会をなくし、子育てファミリー層をはじめ区民が安心して住み続けられる環境を作る
- ③希望する区民には、将来に向けた卒煙を支援し、すべての区民の健康増進を図る



方向性1	喫煙・受動喫煙・ポイ捨て等たばこのない区有施設を目指す
方向性2	受動喫煙防止対策の普及啓発を効果的に行う
方向性3	駅前や路上など快適な屋外環境を創出する
方向性4	禁煙・防煙・卒煙を支援する

3 法令全面施行後（令和2年4月1日以後）の取組みと結果について

4つの方向性にはそれぞれ目標を設定し、目標達成に向けて実効性を高めるための取組みを実施した。また、目標達成に向けては複数の課による連携・協力及び情報交換を意識的に行いながら取組みを進めてきた。

方向性 1	喫煙・受動喫煙・ポイ捨て等たばこのない区有施設を目指す
目標	すべての区有施設において、屋内・屋外で禁煙を目指す

(1) 【目標に向けて実施した取組み】

①区が管理する公園の禁煙化

令和2年4月1日から、区が管理するすべての公園を禁煙とした。公園内に残置されていた灰皿はすべて撤去し、公園内禁煙を周知するのぼり旗を設置した。

②区有施設の禁煙化の推進

令和元年7月に施設の類型を整理し、その後も各施設の喫煙場所を廃止する取組みを進めた。

(2) 【結果】

区有施設の喫煙場所の存置数推移

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
21	26	27	27	32

削減数は11にとどまった。

喫煙場所の廃止によるポイ捨てや、路上喫煙等の増加が懸念され、周辺環境の悪化や、施設利用者及び施設周辺の区民が望まない受動喫煙にさらされる危惧があった。こうしたことから、北区では施設の喫煙場所は国が第一種施設に求める特定屋外喫煙場所の設置基準と同じものとしているため、実状にあわせて存置の判断をした施設もあった。

方向性2	受動喫煙防止対策の普及啓発を効果的に行う
目標	<p>①区民の健康づくりに関する意識・意向調査から明らかになっている「飲食店で望まない受動喫煙にあった人 63.4%」の割合を限りなくゼロを目指す</p> <p>②区民の健康づくりに関する意識・意向調査から明らかになっている「たばこが影響を及ぼすと思う病気」の理解度を改善する</p>

(1) 【目標に向けて実施した取組み】

①区内飲食店の喫煙環境標識掲示確認

法令で義務づけられている、飲食店屋内の喫煙環境を示す標識掲示確認巡回を実施した。巡回はコロナ禍の令和2年7月1日から8月31日に行い、この時の標識掲示率は対象店舗数2,967店に対し、約55%だった。

②啓発ポスターの作成

屋外での喫煙に対する配慮義務啓発ポスターを作成し、令和2年度から毎年、区内の町会自治会等の全掲示板に掲示している。

(2) 【結果】

①飲食店で受動喫煙にあった人の割合

令和5年3月	平成30年3月
24.3%	63.4%

※「健康づくりに関する意識・意向調査報告書」より

②「たばこが影響を及ぼすと思う病気」の理解度

	令和5年3月	平成30年3月
がん	84.1%	87.0%
歯周病	36.3%	36.6%
胃潰瘍	21.5%	22.8%

※「健康づくりに関する意識・意向調査報告書」より

法令の施行後も飲食店の標識掲示確認巡回及び周知啓発を継続実施しており、飲食店の標識掲示率は90%を超えている（令和5年3月時点）。こうした取組みにより、禁煙店が増えたことや、入店前に店内の喫煙状況を視認できる店が多い等の理由から、受動喫煙にあう機会が大きく減少した。

また、たばこが及ぼす健康被害に対する認識は禁煙・受動喫煙に関する普及啓発の効果が大きく、引き続き関係課で連携して実効性のある啓発を実施する。

方向性3	駅前や路上など快適な屋外環境を創出する
目標	屋外での受動喫煙機会を減少し、苦情件数を低減する

(1) 【目標に向けて実施した取組み】

①指定喫煙場所の整備及び民間公衆喫煙所設置の補助制度の新設

令和2年度に赤羽駅3か所、王子駅1か所、田端駅の指定喫煙場所にパーテーションを設置し、環境改善を行った。王子駅は3か所ある喫煙所のうち1か所を加熱式たばこ専用喫煙所とし、煙の低減を図った。

また、公衆喫煙所設置費等助成制度を新設し、民間施設を活用した喫煙場所の設置を行った。

補助制度を活用して開設された公衆喫煙所

令和5年度	ドトールコーヒーショップ東十条店	東十条四丁目5番23号
令和2年度	お菓子の種屋	赤羽一丁目16番2号
	タバコセンター やまとや	赤羽二丁目1番20号

②路上喫煙禁止地区における巡回指導の強化

- ・巡回エリアの拡大

駅周辺にとどまらず、保育園・幼稚園・小学校等の周辺まで巡回範囲を拡大した。

- ・周知・啓発内容の見直し

巡回時に配布する啓発物に、ポイ捨て・歩きたばこだけでなく、受動喫煙防止に関する内容も含めて配布した。

- ・巡回人員の増員及び巡回回数の増加

年度	巡回時間帯	班体制（1班2名）
令和5年度	7時～11時	5班体制
	11時～15時	
	15時～19時	
令和3年度	7時～11時	4班体制
	15時～19時	

令和元年度	7時～11時	3班体制
	15時～19時	
平成30年度	7時～9時	2班体制
	17時～19時	

③路上喫煙禁止地区の新規指定

令和4年10月 JR板橋駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定

令和6年3月 JR東十条駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定

(2) 【結果】

苦情相談件数

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
環境課	218	241	240	447	311
生活衛生課	41	78	177	356	291

※電話、窓口来所、ウェブサイト、区長へのはがきを通じて届いた件数

※苦情相談だけでなく、制度の問い合わせ等も件数に含む

※生活衛生課の令和元年度から令和3年度までの件数は、受動喫煙防止対策担当課で受けたものである

法令が全面施行された令和2年度は、法令施行を伝える報道等による影響と、新型コロナウイルスの感染拡大による影響から多くのご意見が寄せられた。

喫煙環境の整備及び改善には継続して取り組んでいるが、指定喫煙場所の整備及び公衆喫煙所の新設は、適地の確保が困難課題となっている。存置された区有施設の喫煙場所と同様に、設置場所の実情を踏まえた上で区有地等幅広く候補地を検討しながら、喫煙者と非喫煙者の共存環境の創出を目指していく。

方向性4	禁煙・防煙・卒煙を支援する
目標	①北区ヘルシータウン21に定める指標「喫煙率 男性25.5%→17.6% 女性7.1%→5.2%」「妊娠中の喫煙率0.3%→0%」を実現する ②全小中学校で禁煙・防煙教育を実施する

(1) 【目標に向けて実施した取り組み】

①禁煙治療費助成制度の更なる充実を図る

令和2年度から18歳未満の子どもと同居する卒煙希望者への助成金額を2万円まで引き上げ、卒煙の動機づけを高め、家庭内での子どもの受動喫煙防止を図った。

令和3年度は登録者及び交付者ともに減少に転じた。減少の理由は、禁煙治療補助薬がメーカーから供給停止されたことによる影響と推測され、供給停止を受けて禁煙治療の実施を見送る医療機関もあり、影響の範囲が広がっている。

禁煙治療費助成制度の実績

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
登録者数	63 (17)	52 (21)	113 (45)	133 (41)	112
交付者数	8 (5)	14 (4)	42 (21)	54 (12)	30
交付率	13.8% (19.4%)	26.9% (19.0%)	37.2% (46.7%)	40.6% (29.3%)	26.8%

※カッコ内は2万円交付対象者

②受動喫煙の啓発チラシを児童・生徒に配布

区立小学校6年生及び区立中学校2年生を対象に、喫煙及び受動喫煙のリスクを伝える啓発チラシを配布した。裏面で禁煙治療費助成制度を周知し、同居家族の卒煙行動の支援に繋げた。

※なお、配布対象学年が東京都の啓発物の配布対象と重なっていたことから、令和5年度は中学1年生を対象に配布した。

(2) 【結果】

喫煙率

	令和5年3月	平成30年3月
男性	20.3%	25.5%
女性	6.1%	7.1%

※「健康づくりに関する意識・意向調査報告書」より

妊娠中の喫煙率

令和4年度	平成29年度
0.0%	0.3%

※「乳幼児健康診査受診者アンケート」より

男女の喫煙率及び妊娠中の喫煙率、いずれも減少した。

禁煙治療費助成制度の充実により、令和 2 年度登録者数は過去最高の 133 人となり、交付率も上昇した。本取組みが喫煙者の減少に直接的な影響を与えたと判断することは難しいが、すべての区民の健康増進を図るという基本方針の全体的な目的に寄与した。

4 今後の課題と取組みについて

「基本方針」の取組みを実施した結果、生じている課題は次の 2 点である。1 点目は区有施設の禁煙化の推進についてである。喫煙場所の廃止によるポイ捨てや路上喫煙の増加により周辺環境の悪化や区民が望まない受動喫煙にさらされる危惧があるため、実状にあわせて存置の判断をした。今後も実状や社会問題の変容にあわせ区有施設の禁煙化の推進に取り組んでいく。

2 点目の課題は、「たばこが影響を及ぼすと思う病気」の理解度について、平成 30 年 3 月より令和 5 年 3 月の結果が低下している。たばこが及ぼす健康被害に対する認識は禁煙・受動喫煙に関する普及啓発の効果が大きく、引き続き関係課で連携して実効性のある啓発を実施する。

今後の取組みとして、「基本方針」の「基本的な考え方」、「方向性」は維持しながら、北区基本計画 2024 や北区ヘルシータウン 21 (第三次)、北区環境基本計画 2023 の中で示した、禁煙治療費の助成、禁煙・受動喫煙に関する普及啓発、受動喫煙防止対策推進、喫煙者と非喫煙者との共存環境の創出、地域美化活動の推進、はぴママ学級での啓発、COPD の啓発、防煙教育等を推進しつつ、各課が引き続き連携しスピード感をもって問題解決に取り組んでいく。

区の取組み

No	事業概要		令和 4 年度実績	担当課（事業費）
1	禁煙治療費の助成	禁煙治療費の助成を実施します。	登録者 35 人 交付者 41 人 (うち上限 2 万円 4 人) チャンピックス供給停止のため、登録者数、助成額ともに減少	健康政策課 (保健相談事業費)
2	禁煙・受動喫煙に関する普及啓発	世界禁煙デーを含む禁煙週間等に、禁煙講演会や、喫煙・受動喫煙の	引き続き関係課で連携して実効性のある啓発を実施	健康政策課 (保健相談事業費)

		害や、禁煙に関する知識の普及を実施します。		
3	受動喫煙防止対策の推進	受動喫煙の防止に必要な環境整備の取組みを進めます。	飲食店を巡回、北区ニュースに啓発記事を掲載。苦情相談の多い屋外喫煙に対する配慮義務の啓発チラシを区内約 2,000 か所の掲示板に掲示	生活衛生課 (保健所管理運営費)
4	喫煙者と非喫煙者の共存環境の創出	路上喫煙禁止地区の指定、拡大に向けた検討や、指定喫煙場所の環境の改善等を行います。	令和4年10月1日より、JR 板橋駅東口周辺を新たに路上喫煙禁止地区に指定	環境課 (地域美化・路上喫煙対策推進事業費)
5	地域美化活動の推進	条例による、吸い殻のポイ捨て、歩行喫煙の禁止等の啓発を実施します。	区内34地区(町会・自治会)を美化推進モデル地区に指定 ポイ捨て防止キャンペーンを12回実施。参加者延べ308名	環境課 (地域美化・路上喫煙対策推進事業費)
6	はぴママ学級	たばこの害についても伝え、生涯を通じた禁煙を働きかけます。	37回 350人	健康政策課 (妊産婦保健相談事業費)
7	COPD の啓発	呼吸器健康教室、健康相談等で COPD に関する啓発を行います。	呼吸器健康教室 2 回参加者 76 名 成人呼吸器個別相談会 4 回参加者 25 人	健康政策課 障害福祉課 (公害健康被害等相談事業費)
8	防煙教育	区立中学校、義務教育学校(後期課程)で、禁煙・防煙の健康教育を実施します。	中学 2 年生の保健体育科(保健分野)の学習の中で、喫煙と健康について学習を実施	教育指導課 (予算無)

(出典：北区健康ヘルシータウン21(第三次)P36 ④たばこ・受動喫煙)

5 まとめ

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行をうけ、全庁をあげスピード感をもってたばこ対策に取り組むため、基本方針を定め取り組んできた。取組み体制が十分に定着したことから、今後は「基本方針」に定める「基本的な考え方」及び「方向性」のもと、個別計画等に具体的事業を定めるなどしながら、着実に課題解決を推し進めていく。

資料

東京都北区たばこ対策検討委員会設置要綱

31北健生第 5182号
令和元年 5月 24日
区 長 決 裁

(設置)

第1条 北区の受動喫煙防止対策の取組を円滑かつ迅速に進めるために、東京都北区たばこ対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を所掌する。

- (1) たばこ対策の総合的な方針の策定に係ること。
- (2) 東京都北区立施設における禁煙・分煙化基準見直しに係ること。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、保健所長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康部健康推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長が特に必要があると認めた場合には、前項の規定にかかわらず臨時の委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員長が特に必要があると認めたときは、議題に関する委員のみをもって委員会を開催することができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 委員会に、第2条に規定する事項を専門的に調査及び検討させるため、たばこ対策検討部会（以下「部会」という。）を設ける。

(部会の構成)

第8条 部会は、部会長及び部会員で構成する。

2 委員長が特に必要と認めた場合は、部会に副部会長を置くことができる。

3 部会長は、健康部生活衛生課長の職にある者をもって充てる。

4 副部会長は、委員長が指定する者をもって充てる。

5 部会員は、第2条に規定する事項に関係のある課の職員のうちから委員長が指定する者をもって充てる。

6 委員長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず臨時の部会員を置くことができる。

7 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者（第2項の規定により副部会長を置いたときは、副部会長）がその職務を代理する。

(部会の招集)

第9条 部会長は、必要に応じて部会を招集する。

(庶務)

第10条 委員会及び部会の庶務は、健康部生活衛生課長が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

付 則（令和4年2月3日3北健生第8794号副区長専決）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部総務課長
地域振興部地域振興課長
地域振興部産業振興課長
地域振興部スポーツ推進課長
生活環境部環境課長
生活環境部北区清掃事務所長
福祉部地域福祉課長
健康部生活衛生課長
土木部土木管理課長
土木部道路公園課長
教育振興部教育政策課長
教育振興部教育指導課長
子ども未来部子どもわくわく課長
子ども未来部保育課長

■ 区立小学校・中学校に配布した啓発チラシ

令和2年度 表



令和2年度 裏



令和4年度 表



令和4年度 裏



令和5年度 3つ折りリーフレット表



令和5年度 3つ折りリーフレット裏



※令和3年度は禁煙治療補助薬の供給停止により、配布を見送った。

■ 町会・自治会の掲示板に掲示した配慮義務啓発チラシ

令和 2 年度



令和 4 年度



令和 5 年度



令和 3 年度（日本語）



令和 3 年度（中国語）



令和 3 年度（英語）



令和 3 年度は日本語版、中国語版、英語版と 3 種作成した。掲示板に掲示したのは日本語版のみで、路上喫煙でお困りの場合に活用できるよう 3 か国語それぞれホームページからダウンロードできるようにしている。

■ 区有の第一種施設に貼付した独自の標識



■ 区内路上喫煙禁止地区及び指定喫煙所

王子駅周辺



赤羽駅周辺



田端駅周辺



板橋駅周辺



東十条駅周辺



- 路上喫煙禁止地区
- 指定喫煙場所
- 公衆喫煙所
- 加熱式専用指定喫煙場所